

厚生労働省省内事業仕分け（労災保険業務）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 事務・事業

| | | |
|--------------------|----|--|
| 改革案では不十分 6人 | 人 | ① 事業を廃止(国営保険制度の廃止) |
| | 人 | ② 国が直接実施する必要はなく、地方公共団体に委託する |
| | 人 | ③ 国が直接実施する必要はなく、民間に委託する |
| | 人 | ④ 国(労働局)が直接実施する必要はなく、その他の実施主体が行う(具体的な実施主体:) |
| | 6人 | ⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (事業の一部外部委託化、予算の削減、他機関との連携促進など) |
| 改革案は妥当 人 | | |

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要（事業の一部外部委託化、他機関との連携促進など）】

- ・ 「(財) 労災保険情報センター」の集約に際しては、仕事のフローを抜本的に見直し、外部委託も含めた、更なる削減を考えるべきである。支払事務はオンラインの活用により、さらに効率化を高め、大幅な要員削減を検討して欲しい。非常勤職員が、1年契約という不安定な立場であり、国民の福祉サービスに直接結びつく他の領域での雇用の創出を考えて欲しい。
- ・ レセプトのオンライン化を見据えた更なる効率化計画を策定すべき。「(財) 労災保険情報センター」の残りの業務への委託（貸付等）についても見直すべき。
- ・ 長期給付の積立金が適正なのか、国民に分かりやすく説明すべき。レセプト事前点検を委託している「(財) 労災保険情報センター」について見直しを行うべき。
- ・ 労災診療相当額貸付も「(財) 労災保険情報センター」に補助をするのではなく、国が貸付して集約したほうが、管理費等が縮減できる可能性があるのではないかと考える。標準処理期間の短縮に一層の取り組みを求めたい。
- ・ レセプトの全数検査の実態を把握し、ダブルチェックが必要かどうかをチェックすること。国に戻した場合の「合理化経費5億円」は少なすぎる。診療費貸付業務についても、実施主体を別途検討すべきである。結果として、「(財) 労災保険情報センター」は廃止すべきである（廃止でなくても縮小化する場合は、事務経費を徹底的に削減すべきである（事務所賃借料・役員数・給与レベル））。

- ・ 「(財) 労災保険情報センター」の人員は「680 人→152 人」に大幅減少し、業務も限定されることから、廃止すべし。